**（事業所従事者→事業所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜別紙様式４＞**

**狛江市メディカルケアステーション（Ｍｅｄｉｃａｌ Ｃａｒｅ Ｓｔａｔｉｏｎ）連携情報守秘誓約書**

**（事業所名称）**

**（管理者氏名）　　　　　　　　　　　　様**

**（守秘事項の誓約）**

第１条　メディカルケアステーション（Ｍｅｄｉｃａｌ Ｃａｒｅ Ｓｔａｔｉｏｎ）（以下「ＭＣＳ」という。）を利用する事業所の従事者（以下「ＭＣＳユーザー」という。）として，法令（法律，政令，省令，条例，規則，告示，通達，事務ガイドライン等を含む。）及び事業所内の諸規定（就業規則，その他マニュアル等を含む。）を遵守するとともに，患者，その家族及び連携情報に関わる者並びにこれらの関係者一切の個人情報（氏名，生年月日，住所，病歴，治療歴，提供するサービスの計画，提供したサービス内容等のほか，特定の個人を識別することができるものを含む。）のほか, その他連携情報を取り扱うことにより知り得た情報（業務に関連して第三者から提供された情報を含む。）（以下「連携情報」という。）について,事業所の許可なく開示，漏えい又は使用しないことを誓約する。

２　前項の連携情報の形式は，紙媒体に限定することなく，電子媒体等によるものを含むものとする。

**（連携情報の管理等）**

第２条　連携情報を使用するにあたり，事業所の許可なく連携情報を複写したり，外部に持ち出したり，又は外部に送信したりしないものとする。

２　連携情報を取り扱うために，事業所から貸与を受けた機器以外の機器（携帯電話，ノートパソコン，これに類するものを含む。）を使用する場合は，あらかじめ事業所の書面による許可を得るものとし，当該許可を受けた機器以外の機器に情報を保存しないものとする。また，許可を受けた機器に保存されている情報については，業務上不要となった時点で速やかに消去するものとする。

３　ＭＣＳにアクセスをするにあたり，与えられたアクセス権限を超えた操作を行ったり，不正な手段を用いてアクセスを行ったりしないものとする。

**（利用目的外の情報の利用の禁止）**

第３条連携情報は，事業所が定める連携目的以外に利用しないものとし，患者その他の第三者のプライバシー及びその他の権利を侵害するような行為を一切しないものとする。

**（連携情報離脱後の守秘義務）**

第４条　退職又は異動等により連携情報から離脱した後も，連携情報の一切を事業所の許可なく，開示，漏えい又は使用しないことを誓約する。

**（損害賠償）**

第５条　本誓約の各条の規定に違反した場合，事業所が被った一切の損害を賠償することを誓約する。

　　年 月 日

住　所

氏　名 ㊞